

75歳保険料増闇議決定

全世代型社会保障 24年度から対象4割

政府は十日、負担能力に応じて支え合つ「全世代型社会保険」構築に向けた健保法などの改正案を閣議決定し、国会に提出した。七十五歳以上の後期高齢者のうち、比較的所得の高い人の医療保険料を二〇二四二五年度に段階的に引き上げることが柱。二五年には団塊の世代が全員七十歳以上となり、膨張する後期高齢者医療費の財源を確保するほか、子育て支援にも充てる。地域医療の充実に向け、「かかりつけ医」を制度化する。今国会成立を目指す。

現在、後期高齢者医療料で賄う。加藤勝信厚生労働相は閣議後の記者会見で「高齢者全員に一律に負担の支援イメージ

額は、年収一百万円の場合は年三十九百円、年収四百万円で年一万四千円、年収一千百万円だと年十三万円。四月から五十万円に増額

をお願いするわけではない。現役世代の負担軽減のため能力に応じ負担してもらう」と理解を求めた。政府は改正法成立後、新制度の下での保険料徴収におけるシステム改修といった準備を進める方針。

保険料上げは七十五歳以上の中のうち年収百五十三万円超が対象で、後期高齢者の約四割を現役世代の保険料で賄う。加藤勝信厚生労働相は閣議後の記者会見で

75歳以上の医療保険制度 75歳以上の人は「後期高齢者医療制度」に入る。2008年4月に始まり、加入者は現在約1890万人。市区町村でつくる都道府県ごとの広域連合が運営し、現在の保険料は全国平均で月647円。医療機関での窓口負担は原則1割で、現役並みの所得があると3割だったが、22年10月から、一定所得がある場合には1割から2割に上がった。窓口負担を除く医療費約1兆円のうち約5割を公費、約4割を現役世代、残り約1割を75歳以上の保険料で賄う。

する「出産育児一時金」「出産育児一時金」の財源は現在、主に現役の保険料だ。二四年度からは七十五歳以上も保険料で一部を負担する。六十五～七十四歳の医療費財源を現役世代が負担する仕組みは、所得水準をより反映させる。

大企業の健康保険組合は拠出額が増え保険料増につながり、中小企業向けの協会けんぽでは負担が減る。かかりつけ医制度化は、慢性疾患のある高齢者らへの地域医療体制整備が目的。二五年度から、各医療機関が担うことができる夜間診療や在宅医療といった「機能」について、都道府県が報告を受け公表する。